

★★★本書の活用法の一例★★★

(注) 以下は、弁理士受験新報72号の特集1(試験に出る!戦略的「青本」学習法)の一部を改変した上で、掲載しています。

1. 心構え

読む順を意識しましょう。逐条的(条文順、ページ順)に読むのが良いとは限りません。むしろ理解しにくいことの方が多いと言えます。

条文もそうですが、関連した条文およびその解説を順に読みましょう。例えば、特許権侵害を学習しているとします。特許権侵害の根拠条文は特許法68条です。したがって、まず68条の条文、ならびに対応する本書および青本の記載を読むことになります。しかし、「…、67条の4、68条、68条の2、…」と読み進めていると、68条を効率的に理解できるとは言いがたいのです。むしろ、以下のように条文を捉えた上で、本書、さらには青本を読み進めていくと理解度も効率もはるかに高くなるでしょう。

2. 実際の学習の流れ(例)

以下では、「特許権の効力」についての学習を例に挙げて、本書の活用法を説明します。

(1) 弁理士試験の短答過去問(体系別問題集)の特許権の効力に関する問題を解く。

●平成17年度 第20問枝(二)

[20] 特許権に関し、次の(イ)～(ホ)のうち、誤っているものは、いくつあるか。

(二) ラジオ受信機の発明につき特許権の設定の登録がなされている場合、**個人が当該特許権者の許諾を得ずに趣味として当該特許発明の技術的範囲に含まれるラジオ受信機を1台製造して家庭内に設置し、個人で楽しむためにラジオ放送を受信する行為は、特許権の侵害となる。**

●平成18年度 第22問枝3

[22] 特許権の効力に関し、次のうち、誤っているものは、どれか。

3 「電気洗濯機」に係る発明の特許権がある場合、**家庭内に設置され、日常の洗濯物の洗濯に用いられる家庭用洗濯機**であっても、その家庭用洗濯機が当該特許発明の技術的範囲に属するときには、**これをなんらの権原もなく業として製造し、販売する行為に、その特許権の効力が及ぶ。**

↓

(2) 解答・解説を読みます。すると、両問とも、68条本文の「業としての実施」とは何かが問われていることが分かります。

↓

(※インプットを中心とした学習の場合は、ここから始まります。)

(3) 68条本文の条文を読む。音読すればより良いです。

「特許権者は、**業として特許発明の実施**をする権利を専有する。」

[補足] 68条本文は、「権原のない第三者が業として特許発明の実施をすると、特許権の効力が及ぶ(**特許権の侵害**に該当する。)」と言い換えることができます。この類の知識は他の参考書や問題集によく

出てくるので、詳細な説明を割愛します。

学習効果の面から見てもっと**重要**な点は、「特許権の侵害」を見たときに、即座に特100条〔差止請求権〕、民法709条および特102条〔損害賠償請求権〕、特106条〔信用回復の措置〕、さらには特101条〔侵害とみなす行為〕が思い浮かぶか？です。これらの条文には、特許権の「侵害」が明記されているからです。思い浮かべば、次に特100条～106条等を学習するとよいでしょう。これが「条文のつながり」を意識することです。思い浮かばない場合は、普段の勉強の中で条文のつながりを見つけ出すことを念頭に置きつつ、見つけたらすぐにその条文を調べ、音読し、忘れる虞があれば本書や条文集にメモするとよいでしょう。そして、定期的に確認しましょう。「メモして終わり」という姿勢はお奨めできません。

↓

(4) 本書を確認しつつ、解答へのプロセスを分析する。

(注) 以下の解説は、問題集の解説に載っている内容であるが、学習の流れを十分に理解してもらうため、敢えて詳しく説明しています。

(4-1) 本書の特許法68条中、“**「実施」(2条3項各号で定義)**”

(ア) 条文集で2条3項各号を読む(音読する)。「実施」の定義が頭に入っているかを自問自答します(～本書の活用法編～のA7参照)。頭に入っていない部分があれば、その部分を本書の2条3項中「実施」の横にメモして、定期的に確認しましょう。

(イ) 両問とも物の発明であるため、2条3項1号(下記)が該当条文であることが分かります。

3 この法律で発明について「実施」とは、次に掲げる行為をいう。

一 **物**(プログラム等を含む。以下同じ。)の**発明**にあつては、その物の**①生産**、**②使用**、**③譲渡**等(譲渡および貸渡しをいい、その物がプログラム等である場合には、電気通信回線を通じた提供を含む。以下同じ。)、**④輸出若しくは⑤輸入又は⑥譲渡等の申出**(譲渡等のための展示を含む。以下同じ。)をする行為

(ウ) 平成17年度の第20問枝(ニ)では、「製造して」が①生産、「ラジオ放送を受信する」が②使用に、それぞれ該当します。平成18年度の第22問枝3では、「製造し、販売する行為」が①生産および③譲渡等に該当します。したがって、両問とも、2条3項1号の「実施」に該当することが分かります。以上を踏まえて、次に「業として」を検討します。

↓

(4-2) 本書の特許法68条中、“**「業として」〔字句〕(営利目的に限らない、反復継続性が必要、「業として」に該当する場合としない場合〔個人的家庭的な実施〕)**”

(ア) “〔字句〕”とあるので、本書中の説明だけでは分からなかったり、より詳しく内容を知りたい方は、本書の凡例に記載したとおり青本の〔字句の解釈〕欄を参照して下さい。

(イ) 平成18年度の第22問枝3では、「**業として**製造し、販売する行為」と問題文に書いてあるので、特許法68条本文の「業としての実施」に該当し、特許権の効力が及ぶことが分かります。

そこで、「家庭内に設置され、日常の洗濯物の洗濯に用いられる」という問題文は“ひっかけ”であることも分かります。つまり、本問では、「個人的家庭的な実施」でなく、「個人的家庭的な**用途や目的での**、業としての実施」の事例なのです。ひっかかった方は、二度と同じ間違いをしないために、本書中、“〔個人的家庭的な実施〕”の脇に、“**業としての実施であれば、個人的家庭的な用途や目的かどうかは関係なし(H18-22-3)**”とメモ

モしましょう。そして、定期的に確認しましょう。

(ウ) 平成17年度の第20問枝(ニ)では、「業として」が問題文に書かれていません。したがって、問題文中の、「個人が当該特許権者の許諾を得ずに**趣味として**」や「・・・ラジオ受信機を1台製造して**家庭内に設置し、個人で楽しむために**ラジオ放送を受信する」ことが、「個人的家庭的な実施」に該当し、「業として」に該当しないことを導けます。この問題を解けなかった方は、本書中、「・・・該当しない場合〔個人的家庭的な実施〕」の脇に、「**H17-20-ニ**」とメモしましょう。そして、定期的に確認しましょう。

↓

(5) 法律の全体と詳細を往復する。

上記「～本書の活用法編～」のA1で述べたように、全体と詳細を往復する学習を心掛けましょう。これまで、68条本文という“詳細”について検討してきたので、“全体”を確認すると、学習の効率がより高くなります。以下、全体の捉え方を説明します。

まず、本書中、特許法の解説の冒頭に掲載した、「**特許法全体の基本フロー図**」を参照しましょう。68条は第四章第一節に属しますので、「特許公報発行」の四角囲みの下に位置することが分かります。この「**特許法全体の基本フロー図**」を参照する癖は付けておくと良いです。

次に、多少難しくなりますが、巻末資料の「**資料2 侵害訴訟の全体フロー図(一例)**」の「注4」に、特許法68条が挙がっているので、そちらを参照しましょう。この図を見ると、68条は、侵害訴訟(の弁論準備手続期日に行われる争点整理手続)中、侵害論(のうち充足論)における「構成要件の充足性判断」に用いられるものだと分かります。68条がこのフロー図のどこに位置するか、確認しておくが良いです。併せて、この「構成要件の充足性判断」において並列している70条や101条も参照すると、学習効率がとても高まります。

↓

(6) 上記2問から今後の出題傾向を分析してみる。

(ア) 平成17年度は、「個人」や「家庭」といった、「業として」に該当しない場合のキーワードに気づけるか?という素直な問題でした。ところが、翌年(平成18年度)は、逆に、「個人」や「家庭」といったキーワードを出しつつも、「業として」の意味を正しく理解しているかを問う問題でした。つまり、平成18年度の問題は、前年度の過去問を解いて、「個人や家庭という語句が出てきたら“業として”には該当しない」と安直に理解してしまった受験生が多いだろうと予想した上での問題であったのは明らかでしょう。そのような勘違いをした受験生の多くは、たとえ問題文中に“業として”と書いてあってもこれを見過ごして、「個人」や「家庭」といった語句に囚われてしまったはずです。

(イ) このように、**既出の問題における解法のポイントや視点を少しずらした新たな問題(新作問題)**は多く見られます。その意味で、『業として』に**該当しない場合**を少しずらして、「(問題文中に“業として”は明記されていないが)『業として』に**該当する場合**」が、今後出題されることが予想されます。また、“業として”〔字句〕に関連して、『営利目的に限らない』や『反復継続性が必要』といった点を把握できているかが問われる可能性も考えられます。把握できていないと思った方は、すぐに条文や青本を参照し、把握できていない箇所を本書にメモしましょう。そして、定期的に確認しましょう。

↓

(7) 余力がある方のための、応用的な学習法

以下についても、把握できていない箇所を見つけたら、すぐに条文や青本を参照し、把

握できていない箇所を本書にメモしましょう。そして、定期的に確認しましょう。さらに、「特許法全体の基本フロー図」も随時参照しましょう。

(7-1) 2条3項の「実施」に該当するものとししないもの

上記で挙げた2問はいずれも、「実施」よりも「業として」が解法のポイントとなるものです。そこで今度は、2条3項の「実施」該当性が解法のポイントとなる問題をまとめて解いてみましょう。実際、近年も出題されているので、実践してみてください(H21-48-(ホ)等)。さらに、出題された問題のポイントをまとめ、そこから未出の問題(新作問題)も予測できれば、とても効果的な勉強になるはずです。

(7-2) 「特許発明の技術的範囲」について

上記で挙げた2問のいずれにも、「特許発明の技術的範囲」という語句が登場しています。ここで、この語句が70条1項に規定されていることを意識して、70条の条文、本書、過去問、さらには必要に応じて青本も、参照ないし解答するとよいでしょう。これにより、均等論等も学習することができます。

(7-3) 68条ただし書きについて

上記で挙げた2問は、大まかに言えば68条本文に関する問題でした。そこで、68条にはただし書きがある点を見逃さず、条文、本書、過去問、さらには必要に応じて青本を参照ないし解答するとよいでしょう。68条ただし書き(専用実施権が設定されている場合の例外)および本書を読めば、例えば下記のように条文が繋がっていることが分かります。

(ア) 専用実施権(77条)→通常実施権(78条、法定・裁定通常実施権(条文は省略))→通常実施権の当然対抗制度(平成23年改正の99条)や、特許権・専用実施権が共有の場合の規定(73条)

なお、専用実施権と通常実施権は対比されるべきものであり、このような対比関係にあるものの場合、どこが同じでどこが違うのかを捉え、まとめると、学習効率が非常に高いでしょう。

(イ) 専用実施権(本書中77条1項の欄)→差止請求権(100条)および損害賠償請求権(民法709条および特102条)→100条~106条→本書52ページの図(表)も参照すると、100条~106条に相当する六法対照まで確認可能

なお、100条~106条については、巻末資料の「資料2 侵害訴訟の全体フロー図(一例)」も参照しましょう。

このように、つながりのある項目をどんどん追いかけることで、関連性のある一群の条文・用語を効率良く理解できます。裏を返せば、このような読み方ができるということは、基本的な理解ができていうえ、広く深い理解ができてきていると言えます。新作問題が出題されても、問題が何を問うているのかが理解しやすくなるため、かなり安定して高い得点をとることができるでしょう。

3. さらに余力がある方のための、“超”応用的な学習法

弁理士受験新報72号の特集1(試験に出る!戦略的「青本」学習法)の、「第II部 応用編」をご覧ください。ここでは、新作問題を高い確率で正答できるようになるために、必

要と思われる3つの能力（下記）が身につくよう、商標法50条および対応する青本の記載、ならびに論文の過去問を中心に、詳しく解説しています。

- （1）条文同士をリンクさせる能力。
- （2）青本などを読んでいて、関連条文、関連事項および派生事項を想起できる能力。
- （3）過去問を解くだけでなくその類題（次に出そうな問題）を作成できる能力。

これらの能力は、受験生の思考を出題者の思考に近づける力であると言えます。そして、出題者の思考に近づくということは、出題者が作成するような新作問題を自ら作れるようになることを意味します。その結果、新作問題を高い確率で正答できるようになるはずで